

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 5 月 23 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒062-8612 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目
札幌市豊平区市民部総務企画課庶務係（電話 011-822-2405）
メールアドレス toyohira-shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
豊平区第 27 回参議院議員通常選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から選挙期日の 12 日後まで
- (4) 履行場所
札幌市豊平区内
- (5) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「製造業」、中分類「その他製造業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。
- (4) この入札の告示日を起点とした過去 7 年以内において、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務（※）を請け負った実績があること。
※ ポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務について
枠組みの製作を含め、ポスター掲示場の設置及び撤去を行う業務のことをいう。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付するほか、豊平区のホームページからダウンロードすることができる。
- (3) 入札の日時及び場所
令和7年6月3日（火） 10時00分
豊平区役所3階議員連絡室（札幌市豊平区平岸6条10丁目）
- (4) 開札
入札終了後直ちに上記(3)の場所で行う。
- (5) 入札書の提出方法
上記(3)の指定日時場所において、本市所定の入札書により直接入札箱へ投函すること。
(送付及び電送による提出は認めない。)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金
要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項
入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
イ 同価の入札
落札候補者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
ウ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内

(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3(4)に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

【提出書類】

上記3の要件を満たしていることがわかる書類

【提出場所】

上記1に同じ。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。

